平成２２年（フ）第１２２０号
佐賀県三養基郡基山町けやき台１丁目18番地３、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前１丁目19番３―1006号
債務者　堤　美佐子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２２号
福岡県太宰府市御笠１丁目５番15―412号
債務者　紀井　達郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６２号
福岡市東区箱崎７丁目20番10―204号
債務者　山口　正志
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６７号
福岡市博多区井相田３丁目５番31―701号
債務者　中平　行彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７８号
福岡市博多区板付３丁目26番５―604号
債務者　東　　一紀
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４０５号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目６番24―501号
債務者　崎田　信子（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４０８号
福岡市南区五十川２丁目25番15号
債務者　安永　千恵（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４６号
福岡県糟屋郡粕屋町原町４丁目３番５―306号八昭ビル
債務者　吉元　健治
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５０号
福岡県糸島市志摩師吉556番地55
債務者　今給黎幹雄
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６２号
福岡市南区的場２丁目30番15―401号
債務者　原　　馨
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６３号
福岡市南区的場２丁目30番15―401号
債務者　原　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７２号
福岡市東区馬出５丁目34番28―406号
債務者　平迫日出廣
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７８号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目16番７号グランツシュティルⅡB101号
債務者　永尾　典子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９６号
福岡市東区香椎駅前１丁目３番17号
債務者　高橋　　繁
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４３号
福岡市南区老司２丁目５番33号
債務者　高木　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５０号
福岡市博多区那珂１丁目31番28―401号
債務者　下田　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６３５号
福岡県古賀市米多比1387番地13
債務者　川崎　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４５号
鹿児島県出水市武本15186番地３
債務者　小原　浩之
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係